

館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等であって、デジタルツールを活用した業務プロセスの効率化、売上や販路拡大等の事業収益の改善を図るため、デジタル化に意欲的に取り組む者のデジタルツール導入等にかかる経費の一部に対し、必要な支援を行うことを目的として、予算の範囲内において館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 事業所等 市内に従業員又は設備等を有して、物の生産及び販売、サービスの提供等が継続的に行われている施設をいう。
- (3) 事業 事業所等において、補助金の申請者が、物の生産及び販売、サービスの提供等が継続的に行っている状態をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助上限額及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に法人の本社、本店若しくは支店を有する法人であること。
- (2) 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に基づく次のいずれかの業種の事業を行おうとする者であること。

ア 建設業

イ 製造業

ウ 電気・ガス・熱供給・水道業

エ 情報通信業

オ 運輸業、郵便業

カ 卸売業、小売業

- キ 学術研究、専門・技術サービス業
- ク 宿泊業、飲食サービス業
- ケ 生活関連サービス業、娯楽業
- コ 教育、学習支援業のうち学習塾、教養・技能教授業
- サ サービス業（他に分類されないもの）のうち自動車整備業

- (3) 事業のデジタル化、事業収益の向上に自ら意欲的に取り組む者であること。
- (4) 事業のデジタル化、事業収益の向上を図るための計画を策定する者であること。
- (5) 市が主催する南房総市及び館山市内事業者デジタル化支援事業におけるセミナー及び経営診断を受けた者であること。ただし、やむを得ない事情で南房総市及び館山市内事業者デジタル化支援事業における経営診断を受けられなかった場合は、この限りではない。
- (6) 補助事業の内容及び効果等について、補助事業完了後の経過報告書の提出、事例集への掲載及び市ホームページ等での公表を承諾する者であること。
- (7) 法人又は個人事業主に市税、介護保険料・後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）の滞納がないこと。ただし、災害等の事情により市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (8) 補助金の交付の対象となる経費に国、県又は市による同様の補助金等を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる者は、補助対象者とししない。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に、又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和38年法律第122号）に基づく届出を要する事業を行い、又は行おうとする者

- (5) 宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費の3分の2以内の額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1の補助対象者につき1回までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の2週間前までに市内事業者デジタル化トライアル補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 登記事項証明書の写し（法人が申請する場合に限る。）
- (3) 所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第98条第1項に規定する開業等の届出書（個人が申請する場合に限る。）
- (4) 補助対象経費に係るソフトウェア利用料、ウェブサイト制作費、専用機器等の見積書又はこれに類するもの
- (5) 市税等の完納証明書（別記第3号様式）
- (6) 補助対象者の住民票の写し（個人が申請する場合に限る。）
- (7) 南房総市及び館山市内事業者デジタル化支援事業におけるセミナー及び経営診断を受けたことを証する書類
- (8) 振込先口座を確認できる書類
- (9) 誓約書（別記第4号様式）
- (10) 税務署受付印又は電子申告の受付番号が印字されている、直近事業年度分の所得税確定申告書（収支内訳書又は青色申告決算書を含む。）の写し又は法人税確定申告書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し、市内事業者デジタル化トライアル補助金交付（不交付）決定通知書（別記第5号様式）により当該提出を行った者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請した内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市内事業者デジタル化トライアル補助金計画変更（中止・廃止）承認申請書（別記第6号様式）に第6条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添え、市長に提出

しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、市内事業者デジタル化トライアル補助金計画変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに市内事業者デジタル化トライアル補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

（1）補助事業に係る経費の支払を証する書類

（2）ソフトウェア利用料、ウェブサイト制作費及び専用機器の購入等に係る費用の支出が完了した状況が確認できる書類

（3）取得財産等管理台帳（別記第9号様式）

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定内容と適合すると認めるときは、市内事業者デジタル化トライアル補助金確定通知書（別記第10号様式）により当該提出を行った者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、市内事業者デジタル化トライアル補助金交付請求書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第12条 交付決定者は、補助事業により取得したソフトウェア、専用機器等（以下「取得財産等」という。）又はウェブサイトについて、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（補助事業の成果報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から1年間の運用状況を、市内事業者デジタル化トライアル補助金成果報告書（別記第12号様式）により補助事業が完了した年度の翌々年度の4月30日までに市長に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により報告をした場合は、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

（決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

別表（第3条及び第5条）

補助対象事業	補助上限額	補助対象経費	内容
業務効率化支援事業	50万円	ソフトウェア利用料	補助対象者の業務効率化、事業収益向上に寄与するソフトウェアの購入費、利用料、開発費
		インフラ整備費	デジタル技術の導入に必要不可欠なインターネット通信等のインフラ整備費
		機器リース費	デジタル技術の導入に必要不可欠なデジタル機器のリース経費（システム専用機器等）
		機器購入費	デジタル技術の導入に必要不可欠なデジタル機器の購入経費（システム専用機器等）
集客拡大支援事業	25万円	ウェブサイト制作費	補助対象者の集客拡大に寄与するウェブサイトの制作費

備考

- 1 補助対象事業のうち、「業務効率化支援事業」又は「集客拡大支援事業」の両方又は一方を選択して申請できるものとする。ただし、「業務効率化支援事業」及び「集客拡大支援事業」の両方を選択し申請する場合の補助上限額は50万円とする。
- 2 補助対象経費のうち、「インフラ整備費」、「機器リース費」及び「機器購入費」は、「ソフトウェア利用料」に応じて追加できるものとする。
- 3 補助対象経費が5万円未満のものは、補助対象外とする。
- 4 補助金交付決定日前に支出された経費は、補助対象外とする。
- 5 消費税及び地方消費税の額を除いた経費とする。
- 6 利用料又はリース費は、補助対象事業の実施年度の2月末日分までを対象とする。

別 記

第 1 号様式（第 6 条関係）

市内事業者デジタル化トライアル補助金交付申請書

年 月 日

館山市長

様

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者職・氏名 〕

年度において、館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金の交付を受けたいので、館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補 助 対 象 事 業 名

2 補 助 金 交 付 申 請 額 円

添付書類

- (1) 事業計画書（別記第 2 号様式）
- (2) 登記事項証明書の写し（法人が申請する場合に限る。）
- (3) 所得税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 1 号）第 9 8 条第 1 項に規定する開業等の届出書（個人が申請する場合に限る。）
- (4) 補助対象経費に係るソフトウェア利用料、ウェブサイト制作費、専用機器等の見積書又はこれに類するもの
- (5) 市税等を滞納していないことを証する書類（別記第 3 号様式）
- (6) 補助対象者の住民票の写し（個人が申請する場合に限る。）
- (7) 南房総市及び館山市内事業者デジタル化支援事業におけるセミナー及び経営診断を受けたことを証する書類
- (8) 振込先口座を確認できる書類
- (9) 誓約書（別記第 4 号様式）
- (10) 税務署受付印又は電子申告の受付番号が印字されている、直近事業年度分の所得税確定申告書（収支内訳書又は青色申告決算書を含む。）の写し又は法人税確定申告書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条第1号関係）

事業計画書

1 申請者概要

企業名	
所在地	
代表者名	
連絡先	(電話番号)
	(メールアドレス)
担当者名	
業種	
従業員数	人
売上高	千円
経常利益	千円
現状	
課題	
目指す将来像	

2 補助事業の内容

補助対象事業	☐ 業務効率化支援事業 ☐ 集客拡大支援事業
取組内容	
ソフトウェアの名称 ※1	
専用機器の必要性 ※2	
期待すべき効果	

実施スケジュール	申請日 購入（利用開始）日 完了日 供用開始日
その他	

※1 業務効率化支援事業の申請者のみ記載すること。

※2 専用機器が必要不可欠な理由のみ記載すること。

別紙 1 (事業計画書添付書類)

補助事業に関する収支計算書

1 収入の部

	金 額	摘 要
自己資金		
借入金		
補助金		
計		

2 支出の部

☐ 業務効率化支援事業

経費区分※ 1	補助事業に要する経費	補助対象経費 ※ 2	数量	使途 (具体的に)
計				

☐ 集客拡大支援事業

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費 ※ 2	数量	使途 (具体的に)
計				

(注意) ※ 1 経費区分は、補助対象経費から選択すること。

※ 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

3 補助金申請額

補助対象経費 × 2 / 3	補助金申請額

第3号様式（第6条第5号関係）

証明区分（該当に○） 個人・法人

市税等の完納証明書

年 月 日

館山市長 様

住所

氏名 ㊟

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者職・氏名 〕

（代理人記入欄）
代理人の方の場合のみ記入してください。

住所

氏名 ㊟

証明書の使用目的	館山市市内事業者デジタル化トライアル 補助金交付申請のため
----------	----------------------------------

上記の目的に使用するため、館山市に納付すべき市税等に未納がないことを証明願います。

証 明 欄

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

館山市長 ㊟

第4号様式（第6条第9号関係）

誓約書

私は、館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金の申請をするにあたり、館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金交付要綱に定める制度の趣旨等を理解したうえで、下記事項及び同要綱第4条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないことについて、異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 申請内容に虚偽はありません。
- 2 事業の運営にあたり、関連する法令及び条例等を遵守します。
- 3 公の秩序若しくは善良の風俗を害する事業は行い、又は行おうとしておりません。
- 4 申請時点において、市税、介護保険料・後期高齢者医療保険料の滞納はなく、当該市税等の調査について同意します。
- 5 本事業の補助金の交付の対象となる経費に国、県、市による同様の補助金等を受けておりません。
- 6 私は、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である者ではありません。また、それらと密接な関係を有していません。

年 月 日

館山市長

様

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者職・氏名 〕

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

館山市長



市内事業者デジタル化トライアル補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金の交付を下記のとおり決定しましたので、館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付する。
交付決定額 金 円
- 2 交付しない。
理由

第6号様式（第8条関係）

市内事業者デジタル化トライアル補助金
計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

館山市長 様

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者職・氏名 〕

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった事業について、次の理由により変更（中止・廃止）したいので、館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金交付要綱第8条の規定により、申請します。

理由

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

館山市長



市内事業者デジタル化トライアル補助金
計画変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業計画の変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定しましたので、館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金交付要綱第8条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 承認する。
- 2 承認しない。
理由

第 8 号様式（第 9 条関係）

市内事業者デジタル化トライアル補助金実績報告書

年 月 日

館山市長 様

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者職・氏名 〕

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けました館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金事業の実績等について、館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

記

事 業 名	補助金交付決定額	完了・未了の別

第9号様式（第9条第3号関係）

取得財産等管理台帳（ 年度）

経費区分	財産名	数量	取得年月日	金額	保管場所	備考

（注意） 1 経費区分は、補助対象経費から選択すること。

2 取得財産等の写真を添付すること。

第 10 号様式（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

館山市長



市内事業者デジタル化トライアル補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした事業に対する
補助金について、年 月 日付けで提出された市内事業者デジタル化トラ
イアル補助金実績報告書の審査等を行った結果、下記のとおり交付すべき額を確定しま
したので、館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金交付要綱第 10 条の規定によ
り通知します。

記

交付申請額	円
交付決定額	円
交付確定額	円

理由（交付決定額と交付確定額に差がある場合）

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

市内事業者デジタル化トライアル補助金交付請求書

年 月 日

館山市長 様

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者職・氏名 〕

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった館山市市内事業者
デジタル化トライアル補助金について、館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金
交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

第 1 2 号様式（第 1 3 条関係）

市内事業者デジタル化トライアル補助金成果報告書

年 月 日

館山市長 様

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者職・氏名 〕

館山市市内事業者デジタル化トライアル補助金の成果について、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業名

2 事業の概要

(1) 事業実施年度

年度

(2) 事業費（うち市補助金）

円（

円）

3 添付資料

- ・ 本事業で取得した財産等を活用していることが確認できる写真